

第12回官業民営化等WG追加資料要求項目回答

家庭用品監視

- 各都道府県における家庭用品衛生監視員の研修の内容（カリキュラム、日数、講師、専門性担保の方策等）（5例以上）

家庭用品衛生監視員は、法第7条により食品衛生監視員、薬事監視員、又は厚生労働省令で定める職員のうちからあらかじめ指定することとされており、多くの場合、食品衛生監視員又は薬事監視員と兼務している。そのため、監視業務一般に関する知識については、食品衛生監視員、薬事監視員にかかる研修への参加等を通じて修得している。

各自治体における家庭用品衛生監視員の研修の例

自治体1

対象者：新たに監視員に任命された者

カリキュラム：

業務概要講義 (下線部が家庭用品衛生監視に該当)	衛生監視員の心構え
	食品衛生法及び食品衛生監視員の業務について
	<u>環境衛生関連法及び環境衛生監視員の業務について</u>
	食品衛生検査所の業務概要とGLP
	食中毒の処理について
	食品の表示・規格違反、相談業務について
	動物の愛護と管理に関する法律について
	<u>居住衛生関連業務について</u>
	環境衛生関連業務について
	畜犬センターの業務概要について
	と畜場法、食鳥処理法及び食肉衛生検査所の業務概要について
	区保健福祉センター業務について
衛生研究所研修	衛生研究所の業務概要
	検査の講義と実習

講師：各組織の長及び担当係長

日数：業務概要講義は4日程度

衛生研究所研究は10日

対象者：既に家庭用品衛生監視員に発令された者

内容：業務上必要と考えられるトピックス

講師：各業務担当者

自治体 2

対象者：新たに監視員に任命された者

内容：監視全体に関する研修の中で、家庭用品に関する規制の概略や制度についてパンフレット等をもとに説明。

講師：担当係長

日数：1日

対象者：既に家庭用品衛生監視員に発令された者

内容：OJT資料としてハンドブックを配布

対象者：家庭用品衛生監視員のうち希望者

内容：試験検査機関において、試験検査業務の研修

講師：当該試験検査機関の研究職職員

自治体 3

対象者：新たに監視員に任命された者

カリキュラム：

感染症対策事業
衛生研究所概要、検査業務、施設見学
食品衛生検査所業務
食品衛生業務
動物愛護センター業務
環境営業6法
墓地・埋葬等に関する法律
建築物衛生法
水道法
有害物質含有家庭用品規制法
温泉・水浴場、畜舎・健康リビング

講師：各担当部局長

日数：4日程度

自治体 4

対象者：新たに監視員に任命された者

カリキュラム：

生活衛生業務の概要
食品衛生
斎園業務
環境衛生及び家庭用品
医務業務
動物衛生

講師：各業務担当者

日数：4日程度

自治体 5

対象者：新たに家庭用品衛生監視員に任命された者

内容：カリキュラムは以下のとおり

家庭用品の安全対策の概要
家庭用品規制法についての説明
規制化学物質による健康被害
検査の方法
違反製品発見時の指導方法（立入調査・収去・回収命令等）

講師：家庭用品衛生監視員

日数：約1日

専門性保持のために地域や自治体内の担当者での打合において、事例紹介等を実施している例も複数見られた。

・ 都道府県への一斉の情報提供によって監視の効果を挙げた事例

全国一斉の情報提供を行った例は以下のとおりである。

平成14年2月にポリ塩化ナフタレン*が混入した合成ゴムをスプレー式ゴム系接着剤の製造に使用していたことが明らかになった。厚生労働省が家庭用品衛生監視員への情報提供を行い、住民への情報周知と注意喚起を求めると共に、経済産業省が製造元企業に販売中止、回収等の在庫の適正管理を要請した。

なお、家庭用品にかかる苦情・被害事例の多い表示の問題や物理的刺激等による健康被害は家庭用品衛生監視の対象外となっている。

ポリ塩化ナフタレンは、動物試験などで長期的に摂取した場合に肝障害を起こす危険性があることが知られているほか、環境中で分解されにくく、体内に蓄積しやすい性質を持っていることから、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」で第一種特定化学物質に指定され、製造・輸入、販売が厳しく制限されている。